

川越市学校施設使用規則の一部改正（案）の概要について

令和8年1月

文化スポーツ部スポーツ振興課

1 改正の趣旨

本市では、住民のスポーツ・レクリエーション活動の確保を図るため、学校教育に支障のない範囲で、本市所管の小学校及び中学校の運動場、体育館等の学校体育施設を開放し、市民の利用に供するための事業（学校体育施設開放事業）を実施しています。

この度、実情に合わせた見直し等を行うことで、事業の効率的かつ適正な運用を図ろうとするものです。

2 改正の主な内容

（1）開放学校施設運営委員会の見直し（第10条）

当該事業においては、各学校に開放学校施設運営委員会を設置し、施設の利用時間や利用方法等の実際の利用上のルールに関しては、運営委員会と学校とが協議を行い、各学校の実情に応じて設定するとの運用になっています。この「協議を行うこと」について、運用ではなく規則に明記することで、本来の施設設置目的である学校教育に対してより一層配慮した運用とするものです。

また、運営委員会の構成員について、各学校の実情に応じた選出ができるよう見直し、地域の負担の軽減も図ります。

（2）管理指導員の見直し（第11条）

本規則の前身である『学校施設の開放に関する規則』では管理員及び指導員が施設・設備の管理や利用者の指導を行い、運営委員会が利用調整を行うというように役割が分かれっていました。しかし、本規則では管理指導員と運営委員会の役割が一部で重複していることから、両者の役割の整理、見直し等を行うことで、事業の効率化を図ります。

（3）利用者の条件等（第12条ほか）

利用登録を受けた団体の代表者が利用時に会場責任者として行うべき役割（利用時の利用者の安全確保や施設の点検・施錠等）について、運用ではなく規則に明記することで、利用者の安心・安全なスポーツ・レクリエーション活動環境の整備と学校体育施設の施設管理の適正化を図ります。

3 施行日

令和8年4月1日（予定）